国、府に納める税金

国に納める税金

直接税	所得税	個人の所得（収入から必要経費を差し引いたもの）に対して係る税金で、1 年間（1 月～１２月）の所得に応じてかかります。
	復興特別所得税	東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、平成 25 年から令和１9 年まで各年分について、所得税額に応じてかかります。
	法人税	会社や協同組合などの法人（公益法人等で収益事業を行っている法人も含みます。）の所得（益金の額から損金の額を差し引いたもの）に応じてかかります。
	地方法人税	法人税を納める義務がある法人の法人税額に応じてかかります。
	特別法人事業税	都道府県に法人事業税とともに納めます。 都道府県が徴収した後、国に全額収納され、特別法人事業譲与税として都道府県等に譲与されます。
	相続税	相続、遺贈及び死因贈与により取得した財産の額から、借金や葬式費用を差し引いた後の額が一定の額（基礎控除額）を上回る場合にかかります。
	贈与税	個人からの贈与により財産を取得した場合にかかります。
	地価税	個人又は法人が課税時期（その年の 1 月 1 日午前零時）において保有している国内にある土地等を対象にかかります。 ※平成 10 年の課税時期に係る地価税から、臨時的措置として当分の間、課税が停止されています。
	森林環境税 （令和 6 年度から）	パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、個人市・府民税の均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が徴収されます。 詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒（https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/kankyouzei_jouyozei.html）

間接税	消費税	国内において事業者（法人・個人）が対価を得て行った資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に対して課税されます。また、外国から商品を輸入するときにも、課税されます。
	酒税	ビール、清酒、ウイスキーなどを製造場から移出したときや輸入したときに、その種類や数量に応じてかかります。
	揮発油税 地方揮発油税	自動車用のガソリンなどを製造者が製造場から移出したときや輸入したときに、その数量に応じてかかります。地方揮発油税は、地方揮発油譲渡税として都道府県等に譲与されます。
	石油石炭税	原油等（原油・天然ガス・石炭）を採取場から移出したときや原油等及び石油製品等を輸入したときに、その数量に応じてかかります。
	航空機燃料税	航空機の所有者又は使用者が、航空機燃料を航空機に積み込んだときに、その数量に応じてかかります。航空機燃料税の一部は、航空機燃料譲与税として騒音防止対策等のために空港関係の都道府県等に譲与されます。
	石油ガス税	自動車（主にタクシー）用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスを製造場から移出したときや輸入したときに、その重量に応じてかかります。石油ガス税の１/２は、石油ガス譲与税として都道府県等に譲与されます。
	電源開発促進税	電力会社が事業所や一般家庭などへの電力を販売したときに、その電力量に応じてかかります。
	たばこ税 たばこ特別税	たばこを製造場から移出したときや輸入したときに、その本数に応じてかかります。
	とん税 特別とん税	外国貿易船が寄港したときに、その船舶の純トン数に応じてかかります。特別とん税は、特別とん譲与税として港所在地市町村に譲与されます。
	印紙税	契約書、領収書などの税法に定められた課税文書を作成したときに、その文書の種類や記載金額に応じてかかります。原則として、作成した文書に収入印紙を貼り、消印を押して納めます。
	自動車重量税	自動車の所有者等が自動車検査証の交付や車両番号の指定を受けるときに、その種類や重量に応じてかかります。原則として、自動車重量税印紙によって納めます。自動車重量税の一部は、自動車重量譲与税として都道府県等に譲与されます。
	登録免許税	不動産、船舶、航空機、会社、人の資格などについての登記や登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明を受けるときにかかります。
	国際観光旅客税	国際観光旅客等が国際船舶又は航空機により本邦から出国するときにかかります。
	関税	外国からの輸入品に対して、その価格や数量に応じてかかります。

税務署一覧

税務署	電話番号	所在地	管轄区域
上京税務署	４４１－９１７１	〒６０２－８５５５ 上京区一条通西洞院東入元真如堂町３５８番地	北区、上京区
中京税務署	８４２－１６０１	〒６０４－８４８２ 中京区西ノ京笠殿町３８　京都地方合同庁舎	中京区
下京税務署	３５１－９１６１	〒６００－８１８１ 下京区間之町五条下る大津町８番地	下京区、南区
右京税務署	３１１－６３６６	〒６１５－０００７ 右京区西院上花田町１０番地の１	右京区、西京区、向日市、長岡京市、乙訓郡
東山税務署	５６１－１１３１	〒６０５－０９１４ 東山区渋谷通大和大路東入下新シ町 339 番地の５	東山区、山科区
左京税務署	７６１－５３７１	〒６０６－８５５５ 左京区聖護院円頓美町１８番地	左京区
伏見税務署	６４１－５１１１	〒６１２－００８４ 伏見区鑓屋町	伏見区

税務署の詳しい所在地はこちらへ

⇒（https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/location/kyoto.htm）

府に納める税金

普通税	府民税	個人については、定額の均等割（「豊かな森を育てる府民税」６００円を含む）と、前年の所得に応じて課税される所得割、預貯金の利子等に対する利子割、特定配当等に対する配当割、特定株式等譲渡所得に対する株式等譲渡所得割がかかります。 法人については、法人の規模（資本金等の額）により定まっている均等割と法人税額に応じて課税される法人税割がかかります。
	事業税	事業を行う個人又は法人で、府内に事業所がある場合に、その所得金額（収入金額の場合もあります。）に対してかかります。資本金が１億円を超える普通法人の場合には、付加価値額や資本金等の額に対してもかかります。また、法人事業税に併せて国税である特別法人事業税も申告納付が必要です。
	地方消費税	国内において事業者（法人・個人）が対価を得て行った資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対してその対価の額に応じてかかります。また、輸入した外国貨物を保税地域から引き取る際にも、その対価の額に応じてかかります。
	不動産取得税	有償・無償を問わず、土地や家屋を取得したときにその不動産の価格に応じてかかります。
	府たばこ税	卸売販売業者などが小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります。
	ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用する人に対して利用日ごとに定額でかかります。
	軽油引取税	元売業者、特約業者からの軽油の引取りに対して、その数量に応じてかかります。
	自動車税（環境性能割）	自動車を取得したときに、その取得価格に応じてかかります。
	自動車税（種別割）	自動車の所有者に対し、自動車の種類と排気量などに応じてかかります。
	鉱区税	鉱業権の設定許可を受けた鉱業権者に対して鉱区の面積などに応じてかかります。
	固定資産税（特例）	固定資産税（償却資産）のうち一定の額を超えるものについてその超える額に対してかかります。（京都市内に所在するものは除きます。）

目的税	狩猟税	狩猟者の登録を受けるときにかかります。鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられます。
	産業廃棄物税	府内の最終処分場への産業廃棄物の搬入に対してその搬入重量に応じてかかります。産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等を促進する費用に充てられます。

府庁・府税事務所一覧

名称	電話番号	所在地	管轄区域
京都府庁税務課	４１４－４４２７	〒６０２－８５７０ 上京区下立売通新町西入薮ノ内町 （１号館５階）	
京都府 京都東府税事務所	２１３－６３２０	〒６０４－８１６２ 中京区烏丸通六角下る七観音町６３４番地 ONEST 京都烏丸スクエア　３階	左京区、中京区、 東山区、山科区
京都府 京都西府税事務所	３２６－３３１２	〒６１５－００２２ 右京区西院平町２５番地（西大路高辻北東角）ライフプラザ西大路四条４・５階	北区、上京区、 右京区、西京区、 向日市、長岡京市、大山崎町
京都府 京都南府税事務所	６９２－１３２０	〒６０１－８０４７ 南区東九条下殿田町１３番地（西洞院通九条上る）九条ＣＩＤビル２～４階	下京区、南区、 伏見区
京都府 自動車税管理事務所	６７２－６１５５	〒６１２－８６７７ 伏見区竹田向代町５１番地の７	

以下の税目については、１つの事務所で集中的に取り扱いますので、ご注意ください。

〇ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税…京都東府税事務所

〇軽油引取税……京都南府税事務所

〇自動車税（種別割）……自動車税管理事務所

〇府民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、府たばこ税、産業廃棄物税……府庁税務課

京都地方税機構一覧

※滞納している府税に関する相談は、京都地方税機構にご相談ください。

事業所名	電話番号	所在地	管轄区域
京都東地方事務所	２１３－６３７１	〒６０４－８１６２ 中京区烏丸通六角下る七観音町６３４番地 ONEST 京都烏丸スクエア　３階	左京区、中京区、 東山区、山科区
京都西地方事務所	３２６－３３８１	〒６１５－００２２ 右京区西院平町２５番地（西大路高辻北東角）ライフプラザ西大路四条５階	北区、上京区、 右京区、西京区、
京都南地方事務所	６９２－１４４７	〒６０１－８０４７ 南区東九条下殿田町１３番地（西洞院通九条上る）九条ＣＩＤビル２階	下京区、南区、 伏見区

※　法人府民税、法人事業税、特別法人事業税、地方法人特別税の申告書又は届出書は、京都地方税機構申告センターに提出（郵送可）をお願いします。

事業所名	電話番号	所在地	管轄区域
申告センター	４１７－１３７１	〒６０２－８０５４ 上京区出水通油小路東入丁子風呂町 １０４－２　京都府庁　西別館４階	

※自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）、軽自動車税（種別割）（原付除く）の申告に関する相談は自動車関係税申告受付センターへお願いします。

事業所名	電話番号	所在地	管轄区域
自動車関係税 申告受付センター	６９３－８４５５	〒６１２－８４１８ 伏見区竹田向代町５１番地の７	

府庁、府税事務所、京都地方税機構などの詳しい所在地はこちらへ

⇒（http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600061.html）